

一般社団法人予防衛生協会研究助成規程

一般社団法人予防衛生協会 研究助成規程

第1条 本協会は、定款第4条1項に基づき、予防衛生協会研究奨励賞（以下「研究奨励賞」という。）、
予防衛生協会技術奨励賞（以下「技術奨励賞」という。）を設ける。

第2条 研究奨励賞は実験用霊長類等を用いて学術的または技術的に優れた業績をあげている40
歳齢以下の研究者等に授与される。

2 技術奨励賞は実験用霊長類等の飼育や検査等に関して技術的発展に貢献した技術者等に授
与される。

3 受賞候補者（以下「候補者」という。）は原則として個人とする。

第3条 授与に関する経費は実施事業会計予算を当てる。

第4条 研究奨励賞及び技術奨励賞の授与は、毎年各2件以内とし、賞状並びに副賞からなる。

2 授与式は予防衛生協会セミナーにおいて行う。

第5条 研究奨励賞の選考対象となる業績は、その主要な内容が審査制を持つ学術雑誌に医用霊長類
を用いた論文として掲載されたものとする。

2 技術奨励賞の選考対象となる業績には、学術的な業績の他、教育、器材開発、技術的なもの
等も含むものとし、論文としての体裁をなすことは必ずしも必要としない。

第6条 研究奨励賞及び技術奨励賞の候補者は推薦とする。また、自薦も妨げない。

第7条 研究奨励賞及び技術奨励賞に対する選考のために選考委員会を常設する。

2 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 代表理事が選考委員会を主宰する。

第8条 研究奨励賞候補者を推薦しようとする者は、当該年9月10日までに、受賞候補者の所属機
関、職位、氏名、略歴、受賞対象課題、業績一覧、特に主要な業績を表す論文別刷数編、推薦
書（800字程度）並びに推薦者（1名）の氏名を提出しなければならない。なお、自薦の場

合には推薦書にその旨を明記するものとする。

- 2 技術奨励賞候補者を推薦しようとする者は、当該年9月10日までの間に、受賞候補者の所属機関、職位、氏名、略歴、受賞対象課題、推薦書（800字程度）並びに推薦者（1名）の氏名を提出しなければならない。なお、自薦の場合には推薦書にその旨を明記するものとする。
- 3 選考委員は推薦者及び候補者になることができない。

附則(平成29年3月21日制定)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社団法人 予防衛生協会 研究助成規程(平成21年10月1日改正)は廃止する。